

文部科学省 御中

件名： 「五代友厚に官有物払い下げ」とする教科書記述の修正に関する要望

要望の要旨：

現行諸高等学校日本史教科書（第一学習社、三省堂、東京書籍、実教出版、山川出版社、清水書院他）は明治14年の政変に関連する開拓使官有物払い下げ問題について、「開拓使の廃止を前に、長官の黒田清隆が同じ薩摩出身の政商五代友厚に、約2000万円を投じた事業を38万円という不当に安い価格で払い下げようとして問題になった」という趣旨の記述を行っている（例示記述は清水書院、平成29年3月7日 文部科学省検定済、令和2年2月15日 第三版発行の『高等学校日本史B新訂版』）。

しかし、これは明治14年7月26日の「東京横浜毎日新聞」社説の誤報を元としている。明治政府が決定した官有物払い下げ先は、開拓使の安田定則ら上級官吏4人が退職して設立しようとした民間会社であった。このことには以下の3点の証拠資料がある。

1. 開拓使官有物を安田定則以下四人の開拓使官吏が職を辞して設立する民間会社に払い下げることを提案した明治14年7月21日付開拓長官黒田清隆の三条実美太政大臣宛「工場其他払下処分の儀に付伺」。および同「伺」を「聞き届けた」ことを示す明治14年8月1日付政府文書（いずれも国立公文書館所蔵）。
2. 明治14年7月26日「東京横浜毎日新聞」社説が誤報であり、官有物払い下げ先は開拓使の官吏が「官職を辞して」設立しようとした民間会社であることを報じた明治14年8月5日「朝野新聞」論説（国会図書館所蔵）。
3. 開拓長官黒田清隆の三条実美太政大臣宛政府文書「工場其他払下処分の儀に付伺」を掲載し、官有物払い下げ先が安田定則以下四人の開拓使官吏が職を辞して設立する民間会社であることを報じた明治14年9月5日付「郵便報知新聞」。および明治14年9月6日・7日付「朝野新聞」（いずれも国会図書館所蔵）。

以上によって、諸高等学校日本史教科書における上記のような記述は史実に相違することが明白であるので、当該記述の修正を要望する。

要望事項：

上記「要旨」の通り、諸高等学校日本史教科書は明治14年の政変に関連する開拓使官有物払い下げ問題について史実に反する記述をしているので、次回教科書検定の機会に貴省は史実に基づいた記述に修正するよう該当教科書会社にご指導いただくよう要望します。

請願者 五代友厚官有物払下げ説見直しを求める会

代表 児玉 隆夫

賛同署名簿

氏名	住所

※署名は自署にて、住所は都道府県からご記入ください。※「同上」は無効になります。

※ご記入いただいた署名は、文科省提出の添付以外の用途には一切使用いたしません。

請願書送付先：558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪市立大学 田中記念館 3階

大阪市立大学同窓会事務局

TEL：06-6605-2113 FAX：06-6605-2088

E-Mail：uemura@ado.osaka-cu.ac.jp